

[事案 2020-216] 既払込保険料返還請求

・令和3年5月12日 裁定終了

<事案の概要>

定期預金と誤信して申込みをしたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年9月に、信用金庫を募集代理店として契約した終身保険について、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、「元金に5年で利子が付いて増える」と説明されたので署名・押印したところ、定期預金ではなく生命保険になっていた。
- (2) 生命保険であるとの説明は一切受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、商品パンフレットや設計書で、商品内容や重要事項等を約1時間かけて説明したうえで、信用金庫の高齢者募集ルールに則り、一度持ち帰り再検討し、契約を希望する場合には、翌日来店するように依頼した。
- (2) 翌日、申立人が再度来店したため、改めて内容を説明したところ、申立人は納得のうえ契約申込書兼告知書、意向確認書などに署名・捺印し契約した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約を定期預金であると誤信して申込みをしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。